

○住民基本台帳法施行条例施行規則

新	旧
<p>（条例別表第 3 の規則で定める事務）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例別表第 3 の 3 の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（5） 道路交通法第75条の 2 第 3 項において準用する同法第75条第 5 項の規定による通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p> <p><u>（6） 道路交通法第75条の 2 第 3 項において準用する同法第75条第 9 項の規定による文書の交付を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該文書の交付をすることができなかった場合に限る。）</u></p>	<p>（条例別表第 3 の規則で定める事務）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例別表第 3 の 3 の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>